

## 岡山県被災建築物応急危険度判定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 被災建築物応急危険度判定（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行の被災建築物応急危険度判定マニュアル等に従った判定をいう。以下「判定」という。） 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定表示等を行うことをいう。
- 二 応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。） 判定を実施するために市町村災害対策本部の下に設置される組織をいう。
- 三 応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。） 市町村災害対策本部が実施する判定を支援するため、県災害対策本部の下に設置される組織をいう。
- 四 応急危険度判定士（以下「判定士」という。） 第一号の判定業務に従事する者として、岡山県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受け登録した者及び他の都道府県からの応援者をいう。
- 五 応急危険度判定コーディネーター 判定の実施にあたり、実施本部、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体に属する者をいう。

### (震前対策)

- 第3条 県及び市町村は、地震発生後に判定が円滑に進められるよう、関係要綱の作成、体制の整備及び訓練の実施等、平時から必要な準備に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、判定士及び応急危険度判定コーディネーターの確保に努めるとともに、地震発生後の緊急連絡体制の整備を行う。
  - 3 県は、市町村及び中国・四国ブロック協議会を構成する各県と協力して、県内の災害及び広域的な災害に備えた判定資機材の調達、備蓄を行うものとする。

(判定の実施)

第4条 市町村災害対策本部長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、判定の実施を決定し、直ちに実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村災害対策本部長は、判定の実施のための支援を県災害対策本部長に要請することができる。

3 県災害対策本部長は、市町村災害対策本部長から支援の要請があったときは、支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

4 県の支援本部は、市町村の実施本部と協議の上、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士の速やかな確保に努めるものとする。

(県と市町村の連絡調整等)

第5条 市町村災害対策本部長は、実施本部の設置を決定したときは、県災害対策本部長に速やかに報告するものとする。

2 市町村実施本部長は、県災害対策本部長が支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

(国及び他都道府県に対する支援の要請等)

第6条 知事は、被害が大規模であること等により、国及び他の都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他の都道府県知事に対し、必要な支援を要請するものとする。

2 知事は、判定に関する支援要請があった場合は、支障がない限り必要な支援に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱は、県及び市町村に災害対策本部が設置されることを前提としているが、災害対策本部が未設置の場合であっても、市町村長が判定の実施が必要であると判断し、知事に対して支援を要請したときは、県は必要な支援を行うものとする。

2 県及び市町村は、岡山県被災建築物応急危険度判定協議会を通じ、相互支援等について事前に調整するとともに、情報交換を行い、判定の円滑な実施を図られるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は平成9年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。